

# 第9編 建築編

# 第9編 建築編

## 第1章 建築工事

### 第1節 適用

この章は建築物等に係る建築工事（新築、増築、改修等）に適用する。

### 第2節 適用すべき共通仕様書

建築工事に適用する共通仕様書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（建築工事編）及び公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）を準用するものとする。

ただし、本公共工事共通仕様書 第1編 共通編と整合しない事項については、監督員と協議するものとする。

## 第2章 電気工事

### 第1節 適用

この章は、建築物等に係る電気設備工事（新築、増築、改修等）に適用する。

### 第2節 適用すべき共通仕様書

電気設備工事に適用する共通仕様書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）及び公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）を準用するものとする。

ただし、本公共工事共通仕様書 第1編 共通編と整合しない事項については、監督員と協議するものとする。

## 第3章 機械設備工事

### 第1節 適用

この章は、建築物等に係る機械設備工事（新築、増築、改修等）に適用する。

### 第2節 適用すべき共通仕様書

機械設備工事に適用する共通仕様書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）及び公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）を準用するものとする。

ただし、本公共工事共通仕様書 第1編 共通編と整合しない事項については、監督員と協議するものとする。